

議案第 8 2 号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、本市職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため改正する。

[内 容]

1 一般の職員に係る給与改定（改正条例第 1 条及び第 2 条関係）

(1) 給料月額の引上げ（別表第 1 及び別表第 2 関係）

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により改定された国家公務員の俸給表を基礎として、若年層を中心に給料月額を引き上げることとする。（平均改定率+1.1パーセント）

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第 19 条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分		現 行	令和 5 年度	令和 6 年度以降
再任用職員以外の職員	6 月 期	100分の120		100分の122.5
	12月期	100分の120	100分の125	100分の122.5
再任用職員	6 月 期	100分の67.5		100分の68.75
	12月期	100分の67.5	100分の70	100分の68.75

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第 20 条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分		現 行	令和 5 年度	令和 6 年度以降
再任用職員以外の職員	6 月 期	100分の100		100分の102.5
	12月期	100分の100	100分の105	100分の102.5
再任用職員	6 月 期	100分の47.5		100分の48.75
	12月期	100分の47.5	100分の50	100分の48.75

2 特定任期付職員に係る給与改定（改正条例第 3 条及び第 4 条関係）

(1) 給料月額の引上げ（第 7 条関係）

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正により改定された国家公務員の特定任期付職員の俸給表に準じて、給料月額を引き上げることとする。

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第8条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和5年度	令和6年度以降
6 月 期	100分の165		100分の170
12月期	100分の165	100分の175	100分の170

3 給与改定に伴う経過措置（改正条例附則第3項関係）

給与改定に伴う所要の経過措置を定めることとする。

[適用]

1 給料月額の引上げ

令和5年4月1日

2 令和5年度の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ

公布の日

3 令和6年度以降の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

令和6年4月1日